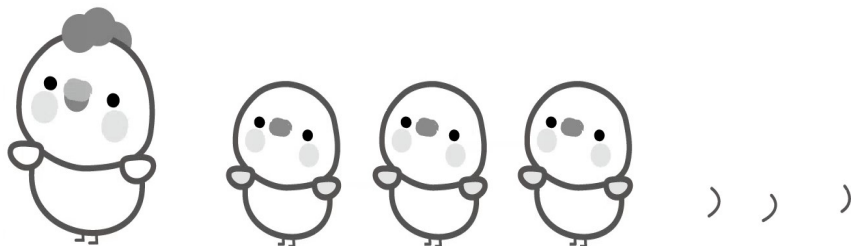


# ひとり親家庭のための 応援ガイドブック 2022年度



宇部市

# 目 次

## ◆ひとり親家庭のみ ■共通

■離婚する前に知っておきたいこと	1
■ライフステージからみた子育てのための主な支援	2

### 相談窓口

◆ひとり親家庭等相談窓口	3
■よりそい法律相談	3
■市民無料法律相談	3
■法テラス(日本司法支援センター)	3
■福祉なんでも相談窓口	3
◆養育費・面会交流の相談	4
■配偶者等からの暴力に関する相談	4
■女性犯罪被害相談	4
■妊娠・出産・育児に関する相談	4
◆宇部市母子寡婦福祉連合会	4

### 手当・助成 その他の制度

◆児童扶養手当	5
■児童手当	6
■特別児童扶養手当	6
◆ひとり親家庭医療費助成制度	5
■乳幼児・子ども医療費助成制度	7
■未熟児養育医療	9
◆JR 通勤定期乗車券の特別割引制度	9
◆水道料金の減額	9

### 住宅に関する制度

◆市営住宅・県営住宅の優先入居	9
◆母子生活支援施設	9

## 仕事を探したいとき

- 宇部公共職業安定所(ハローワーク宇部) . . . . . 1 0
- ◆ハローワーク出張職業相談 . . . . . 1 0
- ◆託児サービス付公共職業訓練(ひとり親家庭の父母優先) . . . . . 1 0
- ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業 . . . . . 1 0
- ◆自立支援教育訓練給付金 . . . . . 1 1
- ◆高等職業訓練促進給付金 . . . . . 1 2
- ◆高等職業訓練促進資金貸付制度 . . . . . 1 3
- ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 . . . . . 1 4

## 子どもを預けたいとき

- 保育園への入園 . . . . . 1 5
- 特別保育 . . . . . 1 5
- 地域学童保育 . . . . . 1 5
- ファミリー・サポート・センター . . . . . 1 5
- 子育て短期支援事業 . . . . . 1 5
- 病児・病後児保育 . . . . . 1 6

## 子どもの学費に関する制度

- 就学援助制度 . . . . . 1 7
- 宇部市奨学金制度 . . . . . 1 8
- 高等学校等就学支援金制度 . . . . . 1 9
- 私立高等学校授業料等軽減制度 . . . . . 2 0
- 高等教育(大学、短大、専門学校)の修学支援制度 . . . . . 2 1
- ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 . . . . . 2 2

## 養育費・面会交流

- ◆養育費確保サポート事業 . . . . . 2 3

## 離婚する前に知っておきたいこと

離婚の種類	
協議離婚	お互いに話し合い、双方が納得して離婚届を提出すれば離婚は成立します。協議内容などは口約束ではなく、公証役場で公正証書にしておくようにしましょう。
調停離婚	当事者間で話し合いがつかないとき、家庭裁判所の調停委員会（裁判官と調停委員）が間に入り、双方の話し合いを進める方法です。合意に至れば調停調書が作成され、調停成立後10日以内に離婚届を提出します。
裁判離婚	調停では合意に至らない場合、家庭裁判所に離婚請求の裁判（訴訟）をすることができます。裁判官によって離婚の判決が出て、確定後10日以内に離婚届を提出します。

離婚時に決めておくこと	
親権者	親権者は、未成年の子どもを監護・教育し、子ども名義の財産がある場合には、これを管理することになります。これに加え、親権には、子どもが契約する場合の「法廷代理人」の立場も含まれています。
子の氏変更 (名字)	親の離婚後の子どもの氏は、離婚前と同じです。離婚して氏が変わった親と同じ氏にしたいという場合は、子の氏変更手続きが必要です。変更するには、家庭裁判所へ申立てをし、許可が出た後戸籍の届出が必要です。
養育費	養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。子どもが自立するまで要する費用で、生活に必要な経費、教育費、医療費などです。父母共に親権の有無に関わらず、子どもを育てる責任があり、養育費を分担する義務があります。子どもの養育費を確実に受け取るためには、養育費に関する取り決めをして、公式な文書に残しておくことが必要です。
面会交流	離婚後に、子どもと離れて暮らす親と子どもが会ったり、電話をしたり、手紙を送ったりして、定期的に交流を持つことです。面会交流が円滑に行われるためには、父母は十分に子どもの利益が図られるようお互いに協力する必要があります。このため、父母は離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。
財産分与	離婚するとき、夫婦が協力して得た財産を公平に分配することです。財産分与は、離婚後2年を経過すると請求できなくなります。また、借金などマイナスの財産も対象となりますので、注意が必要です。
慰謝料	夫婦の一方の有責行為（不法行為）のため、離婚することになった場合には、慰謝料を請求できる場合があります。
年金分割	厚生年金や共済年金に加入している場合、婚姻期間中の厚生年金記録等を当事者間で分割し年金受給額に反映させる制度です。夫婦ともに国民年金被保険者の場合は対象外となります。年金分割は、離婚後2年を経過すると請求ができなくなりますので、注意が必要です。

# ライフステージからみた子育てのための主な支援

子どもの年齢	就学前 (0～6歳)	小学校 (～12歳)	中学校 (～15歳)	高校 (～18歳)	大学等 (18歳～)	
経済支援	手当	児童手当				
		児童扶養手当				
		特別児童扶養手当				
	医療費	乳幼児医療費助成制度	子ども医療費助成制度			
		ひとり親医療費助成制度				
	貸付	母子父子寡婦福祉資金の貸付				
子育て支援	預け先	保育園 特別保育	地域学童保育			
		ファミリー・サポート・センター				
		病児・病後児保育				
	教育費・助成		就学援助	高等学校奨学金	大学奨学金	
子どもの発達	宇部市子育て世代包括支援センターUbe ハピ					

## 相談窓口

相談窓口	問い合わせ先
<p><b>ひとり親家庭等相談窓口</b></p> <p>ひとり親家庭等の総合支援のためのワンストップ相談窓口を市役所内に設置。ひとり親家庭が自立して生活するための様々な困りごとや悩み事の解決に向けて、母子・父子自立支援員が関係機関と連携してとことん寄り添います。</p>	<p><b>宇部市 子ども政策課</b> (相談室あり)</p> <p>☎34-8331</p> <p>開設時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)</p>
<p><b>よりそい法律相談</b></p> <p>経済的に法律専門家への相談が困難な方を対象に親族間や家庭内の争いごと、お金の貸し借りなどの相談に弁護士が無料(同一案件3回まで)で対応しています。</p>	<p><b>宇部市 地域福祉課 福祉総合相談センター</b></p> <p>☎34-8393※要予約</p> <p>毎月第4金曜日 13時30分～15時30分</p>
<p><b>市民無料法律相談</b></p> <p>金銭貸借、相続、離婚、不動産、近隣トラブルなど家事・民事などで法的な知識を必要とする複雑な問題に対し、弁護士と司法書士が無料で相談に応じる市民無料法律相談を行っています。</p>	<p><b>宇部市 市民活動課</b></p> <p>☎34-8126</p> <p><b>&lt;弁護士相談&gt;</b> ※要予約、受付要件あり 毎月第1・3水曜日 13時30分～15時30分(1人20分)</p> <p><b>&lt;司法書士&gt;</b> ※当日受付、受付要件あり 毎月第2・4水曜日 9時～11時(1人20分) (受付は8時30分～8時45分まで、8時45分から抽選)</p>
<p><b>法テラス(日本司法支援センター)</b></p> <p>経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います。</p>	<p><b>法テラス・サポートダイヤル</b></p> <p>☎0570-078374</p> <p>月曜日～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時</p>
<p><b>福祉なんでも相談窓口</b></p> <p>親の介護と子育ての両立が難しい等どこに相談してよいかわからない福祉に関する困りごとをお受けしています。相談員が困りごとの解決方法を一緒に考えます。</p>	<p><b>宇部市 地域福祉課 福祉総合相談センター</b></p> <p>☎34-8393</p> <p>月曜日～金曜日 8時30分～17時15分</p>

相談窓口	問い合わせ先
<p><b>養育費・面会交流の相談</b>            養育費の取り決めや面会交流などの相談を行っています。</p>	<p><b>山口県母子・父子福祉センター</b>            ☎083-923-2490            FAX083-923-2499</p> <p><b>養育費相談支援センター</b>            ☎03-3980-4108            フリーダイヤル0120-965-419</p>
<p><b>配偶者等からの暴力に関する相談</b>            DV（配偶者やパートナーからの暴力）に関する相談、情報提供、必要な支援に関わる行政機関との連絡調整など被害者にとって一番身近な相談窓口です。相談の内容によって、専門相談（法律相談、心理相談）などがご案内できます。</p>	<p><b>宇部市配偶者暴力相談支援センター</b>            専用☎33-4649            受付時間：月曜日～土曜日            9時～16時            （祝日・年末年始を除く）</p>
<p><b>女性犯罪被害相談</b>            性犯罪の相談のほか、ストーカー事案や配偶者暴力事案など、女性が被害者となる犯罪についての相談を受け付けています。</p>	<p><b>レディースサポート110            性犯罪被害相談電話全国共通番号</b>            #8103(ハートさん)            フリーダイヤル 0120-378387</p>
<p><b>妊娠・出産・育児に関する相談</b>            妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を行うワンストップ拠点です。            センターでは、母子保健コーディネーター（保健師等の専門職）が、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に全ての妊婦を対象として、また、随時、妊産婦等からの相談を受け、必要に応じて医療機関（産科・小児科等）や子育て支援機関等の関係機関と連携し、切れ目のないきめ細かい支援を実施します。</p>	<p><b>宇部市子育て世代包括支援センターUbeハピ</b>            多世代ふれあいセンター1階            （宇部市琴芝町二丁目4番25号）            ☎31-1732            月曜日～金曜日            8時30分～17時15分            （祝日・年末年始を除く）</p>
<p><b>宇部市母子寡婦福祉連合会</b>            ひとり親家庭の父母や寡婦の方が集まり、情報交換し、励ましあって自らの生活の向上を図るための自主的な組織です。</p>	<p><b>宇部市 こども政策課</b>            ☎34-8331            月曜日～金曜日            8時30分～17時15分</p>



## 手当・助成 その他の制度

### 児童扶養手当（宇部市こども政策課 ☎34-8331 FAX22-6051）

ひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を促進するために、父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童がいる場合に支給される手当です。所得制限があります。

#### ◆受給要件

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母、児童を監護しかつこれと生計を同じくする父、又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

なお、「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。

また、心身のおおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらない（未婚）で生まれた児童
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

#### ◆手当が支給されない場合

- ①児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く。）に入所しているとき
- ②申請者や児童が日本国内に住んでいないとき
- ③父又は母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。）
- ④児童が父又は母の配偶者と生計を同じくしているとき

※受給者又は対象児童が公的年金等を受給できる場合（対象児童が公的年金の加算対象の場合を含む）には、児童扶養手当額と公的年金等の支給額の差額分が支給されます。



### ◎手当の月額

	令和4年(2022年)4月分～	
	全部支給	一部支給
児童1人目	43,070円	43,060円～10,160円
児童2人目の加算額	10,170円	10,160円～ 5,090円
児童3人目以降の加算額 (1人につき)	6,100円	6,090円～3,050円

※本人及び扶養義務者等の所得や扶養親族等の数に応じて、手当額を算定します。

○障害基礎年金等との併給調整の見直し

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分（令和3年5月支払い分）から、児童扶養手当の額と障害基礎年金等の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

### 児童手当（宇部市こども政策課 ☎34-8330 FAX22-6051）

中学3年生まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

#### ◎手当の月額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。また、所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳到達後最初の3月31日まで）養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

### 特別児童扶養手当（宇部市こども政策課 ☎34-8331 FAX22-6051）

身体や精神に政令で定める程度の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）に支給されます。所得制限があります。

※児童福祉施設入所中（入院は除く）や児童が障害を支給事由とする公的年金受給中の場合は支給されません。

#### ◎手当の月額

区分	令和4年(2022年)4月分～ 支給額（月額）
1級（重度障害児）	52,400円
2級（中度障害児）	34,900円

## ひとり親家庭医療費助成制度（宇部市子ども政策課 ☎34-8332 FAX22-6051）

ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成することにより、母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。

### ◆対象者

市内に居住地を有し、健康保険制度に加入している方で、

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭等の母又は父及び当該児童

イ 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある父母のない児童

※ただし、次の各号のいずれかに該当する方を除きます。

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉法による児童福祉施設に入所している児童で、国又は地方公共団体の負担による医療を受けることができる方

※18歳の年度末を過ぎても、定時制高校や通信制高校に在学中の場合は延長受給を申請できる場合がありますのでお問い合わせください。

助成の制限 (所得制限)	<p>母又は父、児童及び扶養義務者全員が市区町村民税所得割非課税であること。扶養義務者…住民票の世帯主ではなく、実際に児童と同居している親族のうち、直系親族および兄弟姉妹</p> <p>※年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）1人につき課税額から19,800円を控除して判断します。          ※16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき課税額から7,200円を控除して判断します。          ※所得制限は毎年8月に見直しをしますので、所得制限を超えていて前年度受給できなかった方はお問い合わせください。</p>
助成の方法	<p>受給者には福祉医療費受給者証を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の医療機関で受診するときは健康保険証と一緒に医療機関の窓口にて提示してください。</li> <li>・県外の医療機関で受診したとき、又は受給者証を持参せず医療費を支払ったときは払戻しができます。</li> </ul>
助成の範囲	<p>母又は父及び児童の加入する健康保険が適用される医療費の自己負担分（入院時の食事療養費に係る自己負担分は除く）を助成します。</p>
一部負担金	<p style="text-align: center;">無料</p>
有効期間	<p>毎年8月1日から翌年7月31日まで</p> <p>※助成の開始日は、申請した日の属する月の初日から（離別や死別等の事由日が月の途中の場合は、事由日から）</p>

## 乳幼児・子ども医療費助成制度

(宇部市こども政策課 ☎34-8332 FAX22-6051)

子育て世帯が安心して子どもを生き育てられるよう、宇部市に住む子どもの医療費の自己負担分を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな育成を図ることを目的としています。

### ◆対象者

市内に居住地を有し、健康保険制度に加入する児童

ただし、次の各号のいずれかに該当する方を除きます。

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉法による児童福祉施設に入所している児童で、国又は地方公共団体の負担による医療を受けることができる方

	乳幼児	子ども
助成対象期間	小学校就学前まで (満6歳に達する日以後最初の3月31日まで)	小学1年生から中学3年生まで(満15歳に達する日以後最初の3月31日まで)
助成の制限 (所得制限)	所得制限なし ※県制度には「子ども医療」(右記)と同じ所得制限があります。 ※県制度の所得判定基準を超えるときは市独自制度となります。	令和4年7月まで 児童の父母の市区町村民税所得割額(所得割額は、税額控除、特別控除前の額)の合計が136,700円以下であること。 ※年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)1人につき課税額から19,800円を控除して判断します。 ※16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき課税額から7,200円を控除して判断します。 ※出産、病気などの離職による特例あり。
		令和4年8月から 所得制限なし
助成の方法	受給者には福祉医療費受給者証を交付します。 ・県内の医療機関で受診するときは、健康保険証と一緒に医療機関の窓口提示してください。	
助成の範囲	児童の加入する健康保険が適用される医療費の自己負担分(入院時の食事療養費に係る自己負担分は除く)を助成します。	
一部負担金	無料	
有効期間	毎年8月1日から翌年7月31日まで	

### **未熟児養育医療（宇部市こども政策課 ☎34-8332 FAX22-6051）**

身体の発育が未熟なまま生まれ、指定養育医療機関において入院を必要とする乳児に対して、その治療に要する医療費を公費による負担する制度です。課税額に応じた自己負担額があります。  
市内の指定養育医療機関：山口大学医学部附属病院

### **JR 通勤定期乗車券の特別割引制度**

**（宇部市こども政策課 ☎34-8331 FAX22-6051）**

児童扶養手当を受けている世帯の方が、JR の通勤定期（鉄道のみ）を必要とする場合、3 割引きで購入できます。児童の通学は該当ではありません。

### **水道料金の減額（宇部市水道局営業課 ☎21-2295 FAX21-2172）**

水道メーターの口径が13mm の世帯で、ひとり親世帯（児童扶養手当受給中）の場合、基本料金から一定額が減額されます。

## **住宅に関する制度**

### **市営住宅・県営住宅の優先入居**

市営住宅：宇部市営住宅等指定管理者アジア JV ☎37-0211 FAX31-0566

県営住宅：（一財）山口県施設管理財団県営住宅管理事務所

☎37-0878 FAX35-0233

20歳未満の児童を扶養している母子・父子世帯には、抽選方法等の優遇措置があります。

### **母子生活支援施設（宇部市こども支援課 ☎34-8447 FAX21-6020）**

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育を十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる施設です。母子の自立にむけて総合的に支援します。

## 仕事を探したいとき

相談窓口	問い合わせ先
<b>宇部公共職業安定所（ハローワーク宇部）</b> 就職を希望する方に対し、きめ細やかな就業相談及び職業紹介を実施します。	<b>ハローワーク宇部</b> ☎31-0164 (44#) FAX31-1609
<b>ハローワーク出張職業相談</b> 児童扶養手当を受給している方で就職を希望している方に対してハローワーク職員による出張相談を行っています。	<b>宇部市 こども政策課</b> 毎月第2・4火曜日 13時30分～15時30分 ※要予約 ☎0836-34-8331
<b>託児サービス付き公共職業訓練</b> <b>（ひとり親家庭の父母優先）</b> 失業中の方等であって、訓練受講後の就職を目指される方に対して、技能・知識・資格を付与するための訓練を実施します。（寡婦の方も優先ではありませんが受講できます。）	<b>ハローワーク宇部</b> ☎31-0164 (42#) FAX31-1609 <b>東部高等産業技術学校</b> ☎0834-28-2233 <b>西部高等産業技術学校</b> ☎083-248-3505
<b>母子家庭等就業・自立支援センター事業</b> ひとり親家庭の父母及び寡婦の方が就業により自立できるように、就業相談を実施したり、就業情報の提供やアドバイスを行う等により、就業に向けてのお手伝いをします。（随時、出張相談も行っていきます。）	<b>山口県母子・父子福祉センター</b> ☎083-923-2490 FAX083-923-2499



## 自立支援教育訓練給付金

(宇部市子ども政策課 ☎34-8331 FAX22-6051)

ひとり親家庭の父又は母で、市が指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した方に、受講費用の6割相当を給付します。(給付金には上限と下限があります。)

※雇用保険法の①一般教育訓練給付金または②特定一般教育訓練給付金もしくは③専門実践教育訓練給付金の支給を受ける場合は差額を支給します。(差額が1万2千円を超えない場合は教育訓練給付金の支給はありません。)

### ◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母で、次のすべてに該当する方。

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある方
- ・講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に本事業による教育訓練給付金を受給していない方

### ◆対象講座

- ・雇用保険法等の教育訓練給付の指定教育訓練講座

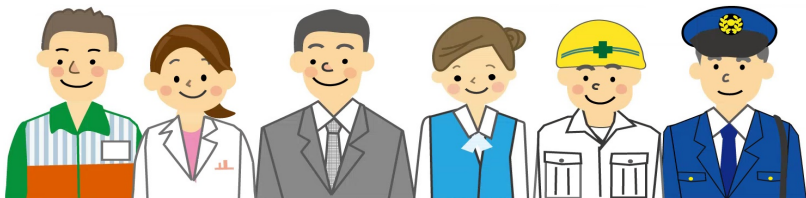
※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、受講開始前に事前相談が必要です。

### ◆支給額

(ア)上記①または②の支給を受けることができない方：受講料の60%

(イ)上記③の支給を受けることができない方：受講料の60%

(ウ)上記①、②または③を受けることができる方：(ア)から①または②を、(イ)から③を差し引いた額



## 高等職業訓練促進給付金

(宇部市子ども政策課 ☎34-8331 FAX22-6051)

ひとり親家庭の父又は母で、高度な技能（看護師、理学療法士、美容師など）取得のために養成機関で1年以上修業する場合に、修業する全期間について（上限3年間（ただし、資格を取得するために4年課程の履修が必要となる場合は4年）で、留年期間は除く）毎月、訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します。

※令和3,4年度に限り、6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格（デジタル分野（Webクリエイター、CAD、LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など）の取得の場合も対象となります。

### ◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母で、次のすべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある方
- ・養成機関で1年以上修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方
- ・高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない方

### ◆対象資格

看護師、准看護師、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、理容師、美容師、歯科衛生士、言語聴覚士、調理師、製菓衛生師 など

### ◆支給額

①訓練促進給付金（4月分から7月分までは、前年度の市民税の課税状況で判定）

○同一世帯全員の市民税が非課税である場合 月額 100,000円

○同一世帯のどなたかの市民税が課税である場合 月額 70,500円

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については  
40,000円増額

②修了支援給付金

○同一世帯全員の市民税が非課税である場合 卒業時 50,000円

○同一世帯のどなたかの市民税が課税である場合 卒業時 25,000円

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

(社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 ☎083-924-2813)

資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して「(1) 入学準備金・就職準備金」を、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に対して「(2) 住宅支援資金」をお貸しする制度です。

### ◆対象者

- (1) 市内に居住する、高等職業訓練促進給付金の受給者
- (2) 「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、就職又はより高所得が見込まれる仕事に転職しようとするひとり親

### ◆貸付額

- (1) 入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内  
(就職準備金については、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職した方)
- (2) 家賃の実費(上限4万円)×12月以内

### ◆金利

- (1) 連帯保証人を立てる場合は無利息(連帯保証人を立てない場合は年1%)
- (2) 無利息

### ◆免除

- (1) 資格取得した日から1年以内に資格を活かして就職し、山口県内で5年間勤務した場合は貸付金の返済が全額免除。
- (2) 貸付を受けた日から1年以内に就職又は転職等をし、1年間引き続き業務に従事した場合は貸付金の返済が全額免除。

### ◆申請手続き

貸付を希望される場合は、山口県社会福祉協議会まで、まずご相談ください。貸付対象者となる場合は、申請に必要な書類等をお渡しします。なお、貸付の可否は審査を行ったうえで決定します。





## 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(宇部市こども政策課 ☎34-8331 FAX22-6051)

ひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対象講座を受講し、修了した場合、また高卒認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給します。

### ◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は児童で、次のすべてに該当する方。

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある方
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- ・原則として過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を受給していない方

### ◆対象講座

民間事業者等が実施する高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で市長が適当と認めたもの。

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、受講開始前に事前相談が必要です。

### ◆支給額

- ①受講開始時給付金：受講費用の3割（上限7.5万円）
- ②受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限10万円）
- ③合格時給付金：受講費用の2割（①②合わせて上限15万円）



## 子どもを預けたいとき

### 保育園への入園（宇部市保育幼稚園課 ☎34-8327 FAX22-6051）

ご家庭でお子様を保育できない場合で、保育園の入園を希望される方の申し込みや相談を受け付けます。

#### ◆保育料について

令和元年10月1日より3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に保育料が無償となりました。また、失業・災害等やむを得ない原因による収入の減少など、入園児童の世帯の状況に応じて、保育料の減免制度があります。

### 特別保育（宇部市保育幼稚園課 ☎34-8327 FAX22-6051）

一時的に保育を必要とする児童の「一時預かり（一般型）」、日曜日、祝日の就労の為、保育を必要とする児童の「一時保育（休日型）」、保育時間の延長を必要とする児童の「延長保育」を実施しています。

※「一時保育（休日型）」と「延長保育」は保育園に入園中の児童が対象となります。

### 地域学童保育（宇部市保育幼稚園課 ☎34-8329 FAX22-6051）

昼間保護者が自宅にいない小学校に就学している児童のため、放課後に遊びや集団生活の場を提供して健全育成を図っています。

### ファミリー・サポート・センター（運営団体 学校法人Y I C学院 ☎080-9130-4272）

宇部ファミリー・サポート・センターでは、「育児を手伝ってほしい方」と「育児を手伝いたい方」が会員になり、地域で有料の相互援助活動を行っています。

### 子育て短期支援事業（宇部市子ども支援課 ☎34-8447 FAX21-6020）

家庭において、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に子どもを養育することができなくなった場合に、子どもが実施施設（または里親）を短期間利用できるサービスです。

- ・短期入所（ショートステイ）…宿泊を伴う利用。利用期間は原則7日以内
- ・夜間養護（トワイライト）…夕方からおおむね21時ごろまでの利用
- ・休日預かり（デイサービス）…休日の昼間の利用

病気や病気の回復期にあるお子さんが、保育園、幼稚園及び小学校で集団保育等ができず、保護者の勤務等の都合により家庭で保育ができない場合に、ご家族に代わってお子さんを一時的に保育します。

◆**対象年齢** 山口県内に住所を有する乳幼児又は小学生

◆**保育日** 月曜日～金曜日 8:00～18:00 ※祝日、休日等はお休みです。

※土曜日の保育については、各施設にお問い合わせください。

◆**保育料** 1日2,000円（保育時間を過ぎた場合は延長料が必要となります。）

○保育料の減免制度…宇部市に住所を有する方で、下記に該当する方は減免制度（1回1,000円）があります。

- ・生活保護世帯→利用時に生活保護費受給者証を提示してください。実施施設で減免します。

- ・市民税又は所得税非課税世帯→宇部市こども政策課で減免の申請をしてください。＜申請時期＞利用後随時（翌年度4月10日まで）

＜必要な物＞印鑑、振込口座がわかるもの

◆**利用の手続き**

①事前登録 あらかじめ実施施設又は宇部市こども政策課で登録手続きをしてください。また、利用年度毎に登録が必要となります。

②利用申込 登録した施設へ事前に電話予約してください

◆**実施施設**

施設名称	住所	電話番号	
鈴木小児科病児保育所 すくすくハウス	今村北四丁目26番15号	☎54-4539	鈴木小児科 ☎51-1100
金子小児科病児保育室 かねこキッズルーム	上町一丁目6番16号	☎22-8839	金子小児科 ☎22-0006
よしもと小児科病児保育 室 くまさん保育室	中尾一丁目7番10号	☎22-0557	よしもと小児科 ☎22-0555
むらかみこどもクリニッ ク病児・病後児保育施設 むらかみこどもハウス	東須恵字上四町開作 1968番地1	☎38-5661	むらかみこど もクリニック ☎44-4976
かわかみ整形外科・小児 科クリニック病児保育園 キディハウスにここ	野原一丁目5番6号	☎36-2525	かわかみ整形外 科・小児科クリ ニック☎37-3700
松岡小児科病児・病後児 保育施設 スマイル	西宇部南四丁目6番7号	☎45-1313	松岡小児科 ☎41-8005

# 子どもの学費に関する制度

## 就学援助制度（宇部市教育委員会教育総務課 ☎34-8604 FAX22-6066）

小中学校に就学し、経済的な理由で給食費の支払いや学用品等の購入が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。

### ◆対象者 次のいずれかに該当する方で援助の申請をした方

- 1 当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた方
- 2 同居者全員の所得（注1）が教育委員会の定める基準額（注2）の1.3倍未満の方

注1：2月～5月の申請者は令和2年中（1月～12月）の所得、6月以降の申請者は令和3年中（1月～12月）の所得で判定します。

注2：教育委員会の定める基準額は、各家庭の世帯構成や年齢等によって異なります。

- 3 経済的理由によって、生活状態が悪く、就学困難と認められる方

※生活保護費（教育扶助）受給者については、申請不要で、修学旅行費のみ援助します。

※7月末まで申請して認定となった方は、4月分から援助の対象になります。8月以降は申請月から援助の対象になります。

※4月に小・中学校に入学される方を対象に、申請受付を12月に前倒しして、入学準備金を入学前（2月）に支給しています。

### ◆援助の内容

#### 1 学用品費等

種類	援助額
学用品費	定額 ※学期に1度。学校で集金される教材費と同額ではありません。
入学準備金	定額 ※新1年生で、4月1日付け認定者が対象。2月に前倒しして支給した方には、重複しての支給はありません。
通学費 （※宇部市内の公立学校ののみ）	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の公共交通機関の運賃実費（通学定期券等で当該経路及び費用の証明ができるもの。限度額あり。） ※片道の通学距離が児童で4キロメートル以上、生徒で6キロメートル以上の場合が対象 ※特認校以外の校区外通学は対象となりません。 ※特別支援学級児童生徒は距離を問いません。
修学旅行費	実費(限度額あり) ※修学旅行に参加した時点での認定者が対象
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	交通費・見学科の実費（限度額あり） ※校外活動（宿泊を伴うもの）に参加した時点での認定者が対象

## 2 医療費（※宇部市立の小中学校へ通う児童生徒の保護者のみ）

児童・生徒が学校の健康診断等で、次の学校病（トラコーマ・結膜炎・中耳炎・白癬・疥癬・膿痂疹・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病）と診断され、学校の治療指示を受けた場合、その疾病の治療に要する経費

該当する方には、教育委員会の発行する医療券を配布しますので、受診前に医療機関に提出し、治療を受けてください。

## 3 学校給食費（※宇部市立の小中学校へ通う児童生徒の保護者のみ）

学校給食に要する経費（現物支給）

### ◆申請手続き

保護者の方が、教育委員会教育総務課又は宇部市立の小中学校の事務室に、申請書及び必要書類を直接提出してください。

## 宇部市奨学金制度（宇部市教育委員会教育総務課 ☎34-8604 FAX22-6066）

経済的に困難な状況にありながら強く学ぶ意欲のある生徒を励ますため、「宇部市奨学基金」を設置し、高等学校又は高等専門学校への入学時に、10万円の奨学金を給付しています。

### ◆対象者

次のすべての要件に該当する人

- ・高等学校又は高等専門学校へ入学する者
- ・市内に住所があり、在学する中学校長から推薦された者
- ・向学心に富み有能な資質を持つ者

\*上記により推薦された者の中から、選考審査会を経て受給者を決定します。

### ◆申し込み方法

- ・申し込み期間・・・毎年1月の下旬～2月の中旬頃
- ・申込み先・・・在籍している中学校

## 高等学校等就学支援金制度

### ●高等学校等の授業料支援

【国】高等学校等就学支援金		
対象	<p>高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等の世帯年収が910万円程度以上の方</li> <li>・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方</li> <li>・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途計算）を超えた方</li> </ul>	
支給額	<p>&lt;国公立高校&gt;</p> <p>公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）、国公立高校は授業料負担が実質0円になります。</p> <p>&lt;私立高等学校等&gt;</p>	
	所得要件	支給上限額
	世帯年収590万円未満程度	33,000円/月
	世帯年収590～910万円未満程度	9,900円/月
	世帯年収910万円程度以上	対象外
URL(国)	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm</a>	
申込	進学先の高校（入学時の4月頃 在学生7月頃）	
問合せ先	進学先の高校	

### ●高等学校等の授業料以外の教育支援

【国】高校生等奨学給付金			
対象	<p>A：生活保護世帯</p> <p>B：住民税所得割が非課税の世帯</p>		
対象学校	高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など(国公立、私立)		
支援内容	世帯別	国公立	私立
	生活保護世帯 (全日制等・通信制)	32,300円	52,600円
	非課税世帯(全日制等) ※第1子	114,100円	134,600円
	非課税世帯(全日制等) ※第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
	非課税世帯(通信制・専攻科)	50,500円	52,100円
URL(国)	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm</a>		
問合せ先	国公立	山口県教育政策課 TEL083-933-4510	
	私立	山口県学事文書課 TEL 083-933-2138	

山口県では、私学の多様な教育を選択し、安心して学べる環境づくりを推進するため、県内の私立高等学校（全日制）又は高等専修学校（大学入学資格付与校）に在学する生徒を対象として、学校を通じて授業料等と入学時納付金の助成を行います。

◆対象となる生徒及び減免上限額

対象となる生徒 (保護者等が次のいずれかに該当するもの)		減免上限額
授業料等	(1)生活保護法による被保護者	1,650円/月
	(2)高等学校等就学支援金の加算とならない生徒のうち世帯年収590万円以上610万円未満程度	6,600円/月
入学時納付金	保護者等が上記の(1)または世帯年収350万円未満程度に該当する場合	70,000円

※上記以外に、保護者等の失業・倒産や天災・火災など、特別な事情により就学が困難と認められる場合にも、対象となります。

※入学時納付金は、新入生（私立高等学校の専攻科及び高等専修学校を除く）が対象です。

◆申請方法等

- (1)申請先：各私立高等学校等
- (2)この制度は、山口県ひとつづくり財団等の奨学金制度と併せて利用できます。
- (3)詳しいことは、各私立高等学校等へお問い合わせください。

## 高等教育（大学、短大、専門学校等）の修学支援制度

日本学生支援機構 給付型奨学金					
内 容	非課税世帯の学生等に対して、奨学金が給付される制度です。				
認定要件	①以下の算式により算出された額が基準額に該当すること 算式：市民税所得割課税標準額×6%-(調整控除額+税額調整額) 第Ⅰ区分 市民税所得割が非課税 第Ⅱ区分 100円以上～25,600円未満 第Ⅲ区分 25,600円以上～51,300円未満				
	②資産(現金・預貯金等)の合計額が以下の基準以下であること 生計維持者1人：1,250万円未満 生計維持者2人：2,000万円未満				
	③学業成績・学修意欲 ※要確認				
	④国籍在留資格 ※要確認				
給付額 <small>(大学・ 短大・ 専門学校)</small>	区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
	国公立	自宅	29,200円/月	19,500円/月	9,800円/月
		自宅外	66,700円/月	44,500円/月	22,300円/月
	私立	自宅	38,300円/月	25,600円/月	12,800円/月
自宅外		75,800円/月	50,600円/月	25,300円/月	
問合せ先	高校、進学先の大学				

授業料減免						
内 容	給付型奨学金の対象者は大学等へ申し込むことで授業料等の減免を受けられる可能性があります。対象校は国等の要件を満たす学校です。					
減免額 上限額 (年額)	区分		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
	大学	国公立	授業料	535,800円	357,200円	178,600円
			入学金	282,000円	188,000円	94,000円
		私立	授業料	700,000円	466,700円	233,400円
			入学金	260,000円	173,400円	86,700円
	短大	国公立	授業料	390,000円	260,000円	130,000円
			入学金	169,200円	112,800円	56,400円
		私立	授業料	620,000円	413,400円	206,700円
			入学金	250,000円	166,700円	83,400円
	専修学 校 <small>(専門 課程)</small>	国公立	授業料	166,800円	111,200円	55,600円
			入学金	70,000円	46,700円	23,400円
		私立	授業料	590,000円	393,400円	196,700円
			入学金	160,000円	106,700円	53,400円
	問合せ先	進学先の大学等				



## 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度

(宇部市こども政策課 ☎34-8331 FAX22-6051)

母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭等の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金等の各種資金をお貸しする制度です。

### ◆対象者

母子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又はその児童

父子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父又はその児童

寡婦福祉資金：寡婦の方、40歳以上の配偶者のない女子（独身者は含まない）（現に子を扶養していない場合は、所得制限があります。）

### ◆貸付金の種類

修学資金、就学支度資金等

### ◆貸付要件

#### (1)借受人（申請できる方）

原則、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない20歳未満の児童です。

※修学資金を借りる場合は、対象となる児童（子）が連帯借受人となり、連帯して債務を負担します。

#### (2)その他の要件

それぞれの貸付金ごとに、貸付を行うにあたっての要件を定めています。くわしくは、宇部市こども政策課までお問い合わせください。

### ◆償還（返済）方法

資金前に償還（返済）期間を定めていますので、その範囲内で、原則、月賦方式で指定する口座から引き落としします。

### ◆申請手続き

貸付を希望される場合は、宇部市こども政策課で、まずご相談ください。貸付の対象となる場合は、申請に必要な書類等をお渡しします。なお、貸付の可否は審査を行ったうえで決定します。

## 養育費・面会交流について

### ◆養育費の支払いは、親としての当然の義務です。

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合には、父母のどちらかを親権者として定めることとなります。

親権者は、子どもを保護監督し、生活上の世話や教育にあたります。また、子どもの財産を管理し、子どもの法律行為を有効なものとするために同意を行ったりします。

一方、親権者とならなかった親は、親権者ではないのだからと言って子どもの養育に関して、責任を逃れることはできません。

親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。

### ◆養育費の取り決めは書面で行いましょう。

養育費の額、支払い方法、支払う時期などについて、できるだけ具体的に明確に記載したうえで、父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について、争いが生じないようにすることが大切です。

離婚する際に取り決めることができなかった場合、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、いつでも養育費を請求することができます。

取り決めに記載した書面は、公正証書にしておくことをお勧めします。また、調停離婚の場合は、調停調書に記してもらいましょう。

### ◆面会交流

面会交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

離婚（別居）前に家庭内で暴力があった場合のように、面会交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等の事情によって、面会交流を控えるべき場合もあります。このような場合、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所の調停を利用するなどしてお互いに納得して問題を解決できるようにしましょう。調停手続を利用しても合意ができないときは、審判で決定されることとなります。

### ◆取り決めの方法

面会交流で取り決めておく必要があるのは、面会の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。

父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

～養育費・面会交流についてのご相談は～

◆養育費相談支援センター <http://www.youikuhi-soudan.jp/>

電話相談 0120-965-419（携帯電話の場合は03-3980-4108）

◆山口県母子・父子福祉センター

☎083-923-2490

FAX083-923-2499

2022年4月発行

宇部市 こども未来部 こども政策課  
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

☎ 0836-34-8331

FAX 0836-22-6051